

第三者評価の公表事項

種別	母子生活支援施設
----	----------

①第三者評価機関名

社会福祉法人 秋田県社会福祉協議会

②評価調査者研修修了番号

SK18022
SK2021032
S2021018

③施設名等

名称：	横手市サンハイム
施設長氏名：	三浦広子
定員：	16 世帯
所在地(都道府県)：	秋田県
所在地(市町村以下)：	横手市松原町2-13
T E L：	0182-32-6095
U R L：	http://family-care-service.com/sunheim/
【施設の概要】	
開設年月日	昭和30年4月1日
経営法人・設置主体 (法人名等)：	社会福祉法人ファミリーケアサービス
職員数 常勤職員 ：	8 名
職員数 非常勤職員 ：	0 名
有資格職員の名称 (ア)	社会福祉士
上記有資格職員の 人数：	1 名
有資格職員の名称 (イ)	保育士
上記有資格職員の 人数：	5 名
有資格職員の名称 (ウ)	公認心理士
上記有資格職員の 人数：	1 名
有資格職員の名称 (エ)	社会福祉主事(任用)
上記有資格職員の 人数：	5 名
施設設備の概要 (ア) 居室数：	20 室
施設設備の概要 (イ) 設備等：	防犯(安全)カメラ
施設設備の概要 (ウ)：	自動火災通報装置、消火器・誘導標識
施設設備の概要 (エ)：	AED

④理念・基本方針

■理念■

誰もが自らの可能性を最大限に活かせる地域社会をめざして
誰もが安心して、ひとりひとりの暮らしが実現できるように
ご利用者の自律と自立を支え、その意志や願いが尊重されるように
潤いとゆとり、明るさと笑顔の交差点であるように
地域と共に歩み、世代を超えた交流の場であるように

■基本方針■

- ・母と子の権利擁護と生活の拠点として、子の健やかな成長と母と子の安定した生活の営みを支える。
- ・常に職員の研鑽と資質向上に励み、母と子が安心して生活できる施設運営を心がける。
- ・母と子および地域社会から信頼される施設を目指す。

⑤施設の特徴的な取組

- 地域で自立した生活ができることを目指し、自立支援計画をもとに安心できる生活や子育てをする力をつけられるよう様々な支援を行っている。
- 季節に応じた行事や町内と協賛で行われる行事等を通じて、地域との交流も大切にしながら子どもの健やかな成長を応援している。
- 同法人の療育事業と連携したり、心理担当職員による施設内カウンセリングができる環境を整え、多様なニーズに応じた子育てができるよう支援している。
- DV被害者（親子）を24時間体制で、安全に一時保護できる環境を用意している。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間（ア） 契約日（開始日）	令和6年5月24日
評価実施期間（イ） 評価結果確定日	令和6年11月20日
前回の受審時期（評 価結果確定年度）	令和元年度

⑦総評

<特に評価の高い点>

- ・法人の「求める人物像」や全国母子生活支援施設協議会の「個別研修計画票」の人材育成体系をもとに職員の質の向上に向けた取り決めが行われている。職員一人ひとりが設定した目標について進捗状況を把握し、施設長との面談で達成の確認を行っている。
- ・母親と子どもを尊重した支援の実施について、基本方針に「母と子の権利擁護」を第一に明示し、職員の共通理解のもと実践している。また、母の会が組織されており、勉強会を通して権利擁護の勉強をしたり、警察官を講師にしたインターネット関連の講習会をするなど、QOLを高める活動もされている。
- ・母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援の実施について、「権利擁護・プライバシーの保護に関するマニュアル」にプライバシーの保護に関することが具体的に提示されていて職員に周知されている。「生活のしおり」に個人情報に関することについても記載し入所者への周知を図っている。また、入所者の要望によりベランダに目隠しシートを取り付けるなどプライバシー保護にこまめな配慮をしている。
- ・母親と子どもが朝出かける時、施設長が窓から身を乗り出し、「いってらっしゃい。」と声かけされており、職員に声をかけてもらうことが心の安らぎとなり、前向きになれると母親の声もある。常に母親と子どもを尊重し、寄り添った丁寧な支援がなされている。

<改善が求められる点>

- ・法人の理念と基本方針の両方を事業計画やパンフレットに明記するなどして、施設の使命や目指すべき方向性を内外に示すとともに、それらに基づいていることを意識した支援を行い、実践に活かすことを期待する。
- ・第三者評価を活用し施設として中長期計画が策定されており、具体的な見直し事項も明記されている。今後は、法人と施設の中長期計画の整合性を図るとともに、施設の単年度事業計画に反映することを期待する。
- ・施設利用の活性化を見据え、地域の福祉ニーズを積極的に把握し、施設の持つ機能を活かした公益的な事業・活動に取り組むことを期待する。
- ・苦情解決の仕組みについて、一層の支援の質の向上に向けて、苦情対応を事業としてとらえ、マニュアルに従い事業報告書でも公表するなど、公表の方法に改善が求められる。
- ・標準的な実施方法について、「支援マニュアル」は、「生活のしおり」とリンクし実生活に即した実務的な内容となっているが、今後は、社会福祉施設であることも意識して、人権に関する事項や障害者や意思決定が困難な利用者への対処方法等も記載するなど、更なる改善が期待される。
- ・アセスメントに基づく個別的な自立支援計画について、利用者のニーズ調査に偏重することなく、課題やストレングスにも注目し、マニュアルに沿ったアセスメントシートを作成するなど、実施方法を検討することが望まれる。
- ・支援実施状況の記録について、今後は日常生活の記録において、個別支援計画に係る支援や進捗状況の箇所が把握できる記録となるよう、記載方法を工夫することを期待する。
- ・「個別研修計画票」で権利擁護について自己研鑽しているが、権利擁護に関する内部研修が不十分であり、権利擁護について理解を深めるため、事例などを通して学び、支援の専門性を高めることを望まれる。
- ・母親と子どもが退所後、地域で安定した生活ができるように、アフターケアマニュアルを整備し、退所に向けた準備としてアフターケア計画を作成し退所後も継続的な支援となることが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

施設としては前回以上に世帯数が減少し職員の数も減っているなど、より多くの課題を抱えている中での受審となりましたが、自分たちのやってきた支援の内容や努力に対し、評価者の方々からたくさんの共感をいただき大変励みとなりました。又、調査の1項目1項目に適切な助言や指導をいただくことができただけでなく、自分たちの気づけなかったことに気づかせていただきました。支援について客観的に振り返ることができましたし、何より支援の原点を見直す良い機会となりました。

今後は、評価していただいたことは継続しつつ更なる支援の向上に励み、課題については一つ一つ丁寧に改善に向けて取り組んでいきたいと思っております。

⑨第三者評価結果（別紙）

第三者評価結果（母子生活支援施設）

共通評価基準（45項目）

I 支援の基本方針と組織

1 理念・基本方針

(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	第三者 評価結果
① 1 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>法人、施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。</p> <p>パンフレットには法人の理念、「入所のしおり」には基本方針が掲載されている。また、職員には年度当初に職員会議で周知し、母親には「母の会」で周知を図り、子どもへは「子ども集会」を通じ行事計画の説明と合わせて周知している。</p> <p>今後は、事業計画の中に理念を明記するなどして施設の使命や目指すべき方向性や考え方を読み取ることが出来るよう工夫されることを期待する。</p>	

2 経営状況の把握

(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	第三者 評価結果
① 2 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>施設経営をとりまく環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。</p> <p>国の社会的擁護ビジョンや県の計画（「第三期秋田県ひとり親家庭等自立促進計画」等）について、また、横手市からも必要に応じて周知されるメールを通して社会的養育推進計画や社会的養育ビジョンの把握に努めるほか、定期的に支援のコスト分析や施設入所を必要とする母親と子どもの推移、利用率等の分析を行っている。</p> <p>今後は、県や市からのメールで重要と思われる事項を印刷保管するなどして関係職員との情報交換を行い経営環境の把握し分析することを期待する。</p>	
② 3 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき、取組を進めているが十分ではない。</p> <p>法人理事会にて経営状況について説明している。経営改善に向けて施設単体で動くことは困難であることから、県の母子生活支援施設協議会や市、他の市町村との連携や協力の必要性を感じている。</p> <p>今後は、経営状況を鑑み、施設でできないことではなく何が出来るかに目を向け、改善に向けて具体的な取り組みがなされることを期待する。</p>	

3 事業計画の策定

(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	第三者 評価結果
① 4 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定して いなく、十分ではない。</p> <p>法人の中長期計画が平成31年度までとなっており、第三者評価を活用し施設として中長期計 画が策定されているが、施設の中長期計画が令和元年度から令和8年度まで策定されており、 具体的な見直し事項も明記されている。 今後は、法人と施設の中長期計画の整合性を図ることを期待する。</p>	
② 5 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分ではない。</p> <p>法人の中長期計画が平成31年度までとなっているが、施設の中長期計画が令和元年度から令 和8年度まで作成されており、具体的な見直し事項も明記されている。 今後は、法人と施設の中長期計画の整合性を図ること、またその計画が単年度の事業計画に 反映されることを期待する。</p>	
(2) 事業計画が適切に策定されている。	
① 6 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行わ れ、職員が理解している。	a
<p>事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。</p> <p>事業計画は、職員会議や運営会議等で協議し、それぞれの意見の集約に基づき作成されてい る。また、通常は12月に集約し、翌年1月にまとめ、予算と共に法人理事会に提出し、決裁後 に職員への周知がなされている。</p>	
② 7 事業計画は、母親と子どもに周知され、理解を促している。	a
<p>事業計画を母親と子どもに周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。</p> <p>母親には「母の会」で、子どもには「子ども集会」で説明している。また、子どもには春休 み時に説明し、中学生には自立支援計画作成時に事業計画を配布し個別面談して説明をしてい る。また、行事が近づくと掲示物や分かりやすい資料を用いて周知を行っている。</p>	

4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	第三者 評価結果
① 8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
<p>支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。</p> <p>法人の「自己評価シート」及び全国母子生活支援施設協議会（以下、「全母協」という。） の「個人研修計画」を活用し取り決めが行われている。また、施設長は職員との面談の機会を 年2回以上設けて、職員の業務に関することやメンタル面での支援にもつなげている。 今後は第三者評価を活用し、自己評価、評価を行った後の分析や検討をPDCAサイクルに基づ く取組を期待する。</p>	

② 9 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
<p>評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。</p> <p>前回の第三者評価を活用し施設として中長期計画が策定されている。さらに、実施した自己評価や第三者評価結果を施設の掲示板に表記し、母親や子どもたちにも分かるようにしている。また、職員会議や処遇会議で話し合い共有化を図っている。課題の中には、入居定員の問題や人員配置等の課題があり施設単独では取り組むのが難しいものがある。</p> <p>今後はできないことではなく、出来ることに目を向け、段階的に取り組むことを期待する。</p>	

II 施設の運営管理

1 施設長の責任とリーダーシップ

(1) 施設長の責任が明確にされている。	第三者 評価結果
① 10 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
<p>施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。</p> <p>施設の業務分担表が作成され、施設長自らの役割を明記している。また、施設長不在時の権限委任等を含めた施設長の責任の明確化について各マニュアルにて明記されている。施設長は全国母子生活支援施設職員研修会等に参加し施設経営コンプライアンスの徹底を図っている。施設の廊下の掲示板に行事予定と共に施設長の考えをコラム形式で掲載して自らの役割と責任について表明している。</p>	
② 11 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a
<p>施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するために積極的な取組を行っている。</p> <p>全国社会福祉協議会で実施している研修を受講しているほか、北海道・東北ブロック母子生活支援施設協議会研修などに参加し、施設長自ら遵守すべき法令等に関する理解に努めると共に職員には職員会議で周知している。また、市からの情報も職員に周知している。</p>	
(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。	
① 12 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
<p>施設長は、支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。</p> <p>施設長は、コロナ禍でも研修を前向きに捉え職員のオンラインでの研修参加に努めている。法人の「自己評価シート」や全母協の「個人研修計画」の活用に加えて、職員との年2回の面談を実施し意見を聞くなど意欲向上に努めている。また、施設長は全国母子生活支援施設職員研修会等に参加し施設経営コンプライアンスをの徹底を図っている。</p>	

② 13 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。</p> <p>施設長は全国母子生活支援施設研修会等に参加し施設経営や人事、労務、財政等の分析に努めている。また、市や法人の意向を踏まえ定員の減や職員の配置等への取り組みを適切に行っている。</p> <p>今後は、定員減による空き室の有効利用等を前向きに捉え、特定妊婦の受け入れ等厳しい経営状況であっても出来ることを行うよう期待する。</p>	

2 福祉人材の確保・育成

(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	第三者 評価結果
① 14 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。</p> <p>法人の「求められる人物像」が整備されている。また、施設の管理運営規程で規定された保育職員に加え、社会福祉士、心理担当職員等の専門職員が配置されているほか、社会福祉士実習生受け入れのための指導職員の育成のための配慮を行っている。今後は、法人と連携を取り、働きやすい環境づくりを実践する取組を期待する。</p>	
② 15 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。</p> <p>法人の「求められる人物像」が整備され、施設の管理運営規程で規定された保育職員に加え、社会福祉士、心理担当職員等の専門職員が配置されている。法人や施設が職員配置やキャリアパスの必要な場合は、資格を得ることが出来る取り決めがなされている。また、限られた職員の中で専門性が求められる専門職の確保を適正に確保されるよう努めている。今後は、限られた職員の中ではあるが、職員の異動等を含め、職員のモチベーションを高めていく工夫を期待したい。</p>	
(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	
① 16 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。</p> <p>「働きやすい職場」とは、①職員の心身の健康と安全の確保、②ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりがなされている職場を指している。施設では職員の有給休暇取得は平均10日取得している。また、子育ての職員に対して本人が希望する勤務形態への配慮がなされておりワークライフバランスに配慮した取り組みがなされている。職員へのメンタルヘルスについては、施設長が年2回の職員との面接時に必要に応じて対応している。</p> <p>今後は心理担当職員を活用した体制を整えることを期待する。</p>	

(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	
① 17 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a
職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が、適切に行われている。 法人の「求める人物像」や全母協の「個別研修計画票」の人材育成体系をもとに職員の質の向上に向けた取り決めが行われている。職員一人ひとりが設定した目標について進捗状況を把握し、施設長との面談で達成の確認を行っている。	
② 18 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a
施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。 法人の「求める人物像」や全母協の「個別研修計画票」の人材育成体系をもとに職員の質の向上に向けた取り決めが行われている。職員個人の自己評価チェックや施設長との面接を通じ、年度ごとに施設に必要とされる資格取得のための研修会受講等を計画的に行っている。	
③ 19 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 職員の「自己評価チェックシート」や全母協の「個別研修計画」、施設長との年2回の面接等で職員一人ひとりの状況を把握し必要な研修を受けることが出来るよう取り組んでいる。今後は、OJT を活用して、職員相互が評価し、助言し合うことを通じて施設全体の支援の質の向上を期待する。	
(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	
① 20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a
実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。 社会福祉士が実習生を受け入れるための研修を受講したことで社会福祉士の実習生を受け入れることが出来るようになった。実習生受け入れマニュアルが整備され保育士、社会福祉士の実習を受け入れている。実習のしおりがあり、オリエンテーションや実習生が行うべき注意事項等が整備されている。また、指導職員についても指針が示されており適切に実習生の育成がなされている。	

3 運営の透明性の確保

(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	第三者 評価結果
① 21 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。</p> <p>運営の透明性については、法人のホームページで方針の理念、基本方針、施設の事業計画、事業報告、予算、決算等が公開されている。苦情解決は施設内に掲示するほか母の会で説明している。</p> <p>第三者評価結果については、法人のホームページで直接閲覧できるように配慮することを期待する。</p>	
② 22 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>内部監査（法人監査）は年2回行われている。また、横手市の委託事業であり毎年市のモニタリングを受けている。法人は一定規模の社会福祉法人であり会計監査人の設置（公認会計士等による会計監査の実施）が義務付けられている。</p>	

4 地域との交流、地域貢献

(1) 地域との関係が適切に確保されている。	第三者 評価結果
① 23 母親、子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>母親、子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>法人の理念や施設の基本方針にも地域との基本的な考え方を明記している。施設は地域の町内会に加入しており、地域行事の際は、職員が手伝うなどして参加している。施設は、地域の子どもたちの日常的な交流の場を提供している。また、母親や子どもの移動手段として、共同タクシーの相乗り活用ができる情報を掲示するなどして地域との関係が適切に確保されるよう配慮がなされている。</p>	
② 24 ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢は明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。</p> <p>「ボランティア受け入れマニュアル」が整備されボランティアの受け入れの目的や職員とボランティアの意識を合わせることなどが明記されている。そこには、「受け入れ」から「協働へ」。よき理解者・応援者を作りましょう。」とあり施設のボランティアに対する考えが反映されている。</p> <p>今後は、安全に留意して、ボランティアの受入を期待する。</p>	

(2) 関係機関との連携が確保されている。	
① 25 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	b
<p>母親と子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握しているが、その関係機関等との連携が十分ではない。</p> <p>緊急時の連絡先を含め、各福祉事務所、各小中学校、市関係機関等の社会資源のリストが作成され、職員が必要な時に活用できるように職員会議等で説明され保管されている。 今後は、利用環境が厳しい中であるが市町村を含め地域関係機関等に利用促進を働きかけることを期待する。</p>	
(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	
① 26 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>施設は、県や全母協からメールで提供される情報により、国や県の大きな福祉ニーズの流れの把握に努めている。地域とのかかわりとして町内会との交流活動で良い関係性を保ち、子どもたちが気軽に立ち寄ることができている。 今後は、市町村を訪問し福祉ニーズを把握することを期待する。</p>	
② 27 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。</p> <p>町内会との連携を大切にし地域の世代間交流や町内行事への参加を通じ地域とのかかわりを持ち活性化に努めている。また、退所された母親から子どもに起きた難しい問題について相談された時、施設の持つ専門性を生かしたアドバイスを行うなど安心のための備えや支援を行っている。 今後は、施設の専門性を活かした社会貢献として相談事業に取り組むことを期待する。</p>	

Ⅲ 適切な支援の実施

1 母親と子ども本位の支援

(1) 母親と子どもを尊重する姿勢が明示されている。	第三者 評価結果
① 28 母親と子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
<p>母親と子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。</p> <p>基本方針に「母と子の権利擁護」を第一に明示し、職員の共通理解のもと実践している。「権利擁護・プライバシーの保護に関するマニュアル」は「全母協倫理綱領」（以下「倫理綱領」という。）を元に作成されている。また、母の会が組織されており、勉強会を通して権利擁護の勉強をしたり、警察官を講師にしたインターネット関連の講習会をするなど、QOLを高める活動もされている。</p>	

② 29 母親と子どものプライバシー保護に配慮した支援が行われている。	a
<p>母親と子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、母親と子どものプライバシーに配慮した支援が行われている。</p> <p>「権利擁護・プライバシーの保護に関するマニュアル」にプライバシーの保護に関することが具体的に提示されていて周知されている。個人情報に関することについては、「生活のしおり」に記載し周知を図っているほか、入所時に「個人情報の使用に関する同意書」を説明し署名をいただき支援を実施している。また、入所者の要望によりベランダに目隠しシートを取り付けるなどプライバシー保護にこまめな配慮をしている。</p>	
(2) 支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	
① 30 母親と子どもに対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
<p>母親と子どもが支援を利用するために必要な情報を積極的に提供している。</p> <p>入所時に、法人理念を記載しイラストを使用するなどしてまとめられた「生活のしおり」を配布し、必要な情報を提供している。「生活のしおり」は必要に応じて随時見直しが行われている。見学者も随時受け入れをしており、見学者用しおりやパンフレットを使用して説明している。ホームページにもQ&A形式で生活に関することを掲載している。</p>	
② 31 支援の開始・過程において母親と子どもにわかりやすく説明している。	b
<p>支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき母親と子どもに説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>利用開始時に、「生活のしおり」を使って施設内ルールや支援についての説明をしている。アンケート調査や個別面談を実施して個別支援計画を策定し、利用者から同意を得て支援が開始される。「支援マニュアル」が策定されていて、それに基づき説明や指導が行われているが、障害者や意思決定が困難な利用者に対する処遇のルール化等の項目はなく、今後改善が期待される。</p>	
③ 32 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>入所者も少なく支援の措置変更のケースも最近はないため、引継ぎの手順や様式の定めはないが、措置変更や家庭への移行に当たっては、関係機関と連携を密にして利用者に不利益が生じないような体制は取れている。退所後の支援についても担当者を定めていて支援の継続に配慮した対応ができています。</p> <p>今後は、支援の継続性を保つため、引継ぎや送りの手順、文書の内容、配慮する事項等を定めたマニュアル的なものを作成し、来るべき需要に備えておくことが期待される。</p>	

(3) 母親と子どもの満足の向上に努めている。	第三者 評価結果
① 33 母親と子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a
<p>母親と子どもの満足を把握する仕組みを整備し、母親と子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。</p> <p>満足度向上の取り組みとして、隔年で母親と子どもにそれぞれのアンケート調査を実施し、担当者が集計・分析し「母の会」等で公表している。また、個別支援計画関連で年3回個別面談の機会があるのでその際も意見や要望を聞き改善に努めている。近隣にアパートが立ったことをきっかけに要望によりベランダに目隠しを施工した等の具体的な改善もあった。</p>	
(4) 母親と子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。	
① 34 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>苦情解決の仕組みが確立され母親と子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>「苦情対応マニュアル」が策定されていて、それに基づく体制が整備されている。掲示板に苦情解決の担当者や第三者委員の氏名・連絡先のほか秋田県運営適正化委員会の情報も記されたポスターを掲示し利用者に周知を図っている。ポスターの近くに投書箱が設置されていて、だれでも、いつでも意見が出せるよう配慮されている。また、「生活のしおり」にも掲載して入所時に説明されている。寄せられた苦情内容については、随時関係者で協議し迅速に処理されている。結果は年度末にまとめ、苦情解決委員会に報告するとともに、「母の会」でもプライバシーに配慮して報告している。</p> <p>今後は、一層の支援の質の向上に向けて、苦情対応を事業としてとらえ、マニュアルに従い事業報告書でも公表する等公表の方法に改善が求められる。</p>	
② 35 母親と子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、母親と子どもに周知している。	a
<p>母親と子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを母親と子どもに伝えるための取組が行われている。</p> <p>「生活のしおり」にいつでも相談できることを明示し、誰にでも、どこでも相談できことを説明している。苦情解決の仕組みについてポスターで掲示し、投書箱を設置し、また、第三者委員に直接相談することもできると説明している。相談場所もプライバシーに配慮して、相談室や宿直室を使う等柔軟に対応されている。また、十分に意思を表明できない母親に帯同して代弁者の役割を果たす取り組みもされている。</p>	
③ 36 母親と子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a
<p>母親と子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。</p> <p>「苦情対応マニュアル」に沿った手順で対応されている。寄せられた意見・苦情には第三者委員にも相談しながら組織的に迅速に対応している。面談の際の意見要望についても、職員会議や処遇会議で職員共通理解のもと対策が話し合われ適正に処理されている。マニュアルの見直しについては、職員数が少ないので委員会等を設置して協議することはできないが、担当者を配置し必要に応じて改正する仕組みができている。</p>	

(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。	第三者 評価結果
① 37 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>リスクマネジメント体制を構築しているが、母親と子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>リスクマネジメントについて、「危機対応マニュアル」が策定され、組織・体制が確立されている。マニュアルは、緊急時の対応、不審者対応、地震等災害対応、停電対応等項目を設け手順や対応を具体的に示し職員に周知されている。ヒヤリハットの報告もこまめに実施されていて、職員会議等で内容や要因等分析検討して改善する取り組みもされている。町内会主催の防災関係研修会に参加する等研鑽に努めている。</p> <p>今後は、危険への気づきを促すためリスク事例の収集に努め、研鑽の資料として活用されることが期待される。</p>	
② 38 感染症の予防や発生時における母親と子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
<p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する母親と子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。</p> <p>「感染症マニュアル」が作成されていて感染症対策委員会が組織される仕組みとなっている。マニュアルには感染症が網羅的に掲載され、それぞれに対応策が具体的に示されている。必要に応じて保健所保健師の助言を得て職員会議で検討して加筆改正がされている。日常生活においてもきめ細かい配慮がされている。</p> <p>今後は、新種の感染症にも迅速に対応できるよう計画的に定期的な学習会を実施し更なる研鑽に努められることを期待する。</p>	
③ 39 災害時における母親と子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a
<p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、母親と子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。</p> <p>「避難訓練マニュアル」が策定されており、責任と役割を明確にした管理体制が確立されている。マニュアルは具体的にシミュレーションされた例を示しわかりやすいつくりとなっている。合わせて「非常用装置復旧マニュアル」も整備されている。避難訓練も想定を変えながら毎月実施されている他ショートメールを使った安否確認の訓練も行っている。非常用備蓄もリストを作成し管理されている。「事業継続計画」(BCP)は前回の第三者評価の結果を踏まえ、令和5年4月に整備され、令和6年4月に改正されている。</p>	

2 支援の質の確保

(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。	第三者 評価結果
① 40 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p>支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた支援の実施が十分ではない。</p> <p>法人理念が記載され、標準的な支援の実施方法が示された「支援マニュアル」が策定されている。マニュアルには個人情報に関すること、苦情解決の仕組みについても記入されている。職員には職員会議等で周知されている。</p> <p>「支援マニュアル」は「生活のしおり」とリンクした実生活に即した実務的な内容となっているが、今後は、社会福祉施設であることも意識して、人権に関する事項や障害者や意思決定が困難な利用者への対処方法等も記載する等更なる改善が期待される。</p>	
② 41 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。</p> <p>「支援マニュアル」については、状況の変化や利用者からの提案・要望があった時に随時職員会議等で協議・検証して必要に応じて改正する仕組みとなっている。見直しをした際は、職員の共通理解のもと利用者に「生活のしおり」を通じて周知を図っている。</p> <p>今後は、定期的に検証する仕組みを構築するとともに、改正日時を記載し、記録を残すことが期待される。</p>	
(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。	
① 42 アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>母親と子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>自立支援計画は「自立支援計画作成マニュアル」に基づき作成されている。マニュアルは、組織体制から、一連の流れ、面談の仕方（母親・子ども別に作成されている）等具体的で使いやすい作りとなっている。毎年ニーズ把握のために「生活状況アンケート」を実施し入所時措置者から提出された資料と合わせてアセスメントとし計画が策定される。計画は複数の職員で意見交換しながら作成される他処遇困難ケースについては福祉事務所の協力を得ることもある。</p> <p>今後は、ニーズ調査に偏重することなく、課題やストレングスにも注目し、「自立支援計画作成マニュアル」に沿ったアセスメントシートを作成する等実施方法を検討することが望まれる。</p>	
② 43 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>自立支援計画の評価・見直しについても「自立支援計画作成マニュアル」に従い、当初・中間・まとめの3回面談し評価・見直しする仕組みになっている。また、緊急時にも適正に対応する仕組みとなっている。</p> <p>今後はアセスメントのプロセスを充実させることで課題を明確にし、課題に対する評価となるよう検討されることが望まれる。</p>	

(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。

① 44 母親と子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。

b

母親と子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。

記録は、共有できるシステムに担当者が記入し、月1回プリントアウトして回覧しケースファイルとしている。パソコン上とケースファイルの二重で共有できる体制をとっている。記録にはタイトルが付けられていて見やすい工夫がされている。記録要領はないが、「一時保護記録、日誌：記録の仕方」を作成し書き方に差異が生じない配慮をしている。

記録は自立支援記録でもあるので、今後は日常生活の記録において、個別支援計画に係る支援や進捗状況の箇所が把握できる記録となるよう、記載方法を工夫することを期待する。

② 45 母親と子どもに関する記録の管理体制が確立している。

a

母親と子どもに関する記録の管理について規程が定められ、適切に管理が行われている。

個人情報の管理等については、法人の「個人情報に関する規程」が整備されておりそれに準じて施行されている。文書取り扱い責任者も選任されている。利用者には「生活のしおり」で説明されており、「個人情報の使用に関する同意書」も取り交わしている。職員には職員会議時に研修会が実施され周知が図られている。ケースファイルは施錠できる書庫に保管されている。

内容評価基準（25項目）

A-1 母親と子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

(1) 母親と子どもの権利擁護	第三者 評価結果
① A1 母親と子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	b
<p>母親と子どもの権利擁護に関する取組が実施されているが、より質を高める取組が求められる。</p> <p>倫理綱領の前文を、事業計画の基本方針に組み込み「母と子の権利擁護の拠点として、子の健やかな成長と母と子の安定した生活の営みを支える。」と明記している。「権利擁護・プライバシーの保護に関するマニュアル」を整備し、権利侵害の防止と早期発見のため、常に母親と子どもの様子に気配りし、必要に応じて関係機関と連携して養育支援に取り組んでいる。さらに、「個別研修計画票」を毎年作成し、権利擁護についても自己研鑽し、評価をしてもらう仕組みがある。また、入所時に配布している「生活のしおり」に思想や信教の自由について記載し、自由の保障をしている。</p> <p>今後は、職員研修を定期的に計画し、具体的な事例を挙げながら研修を行って、権利擁護に関する理解を深めることを期待する。</p>	
(2) 権利侵害への対応	
① A2 いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害を防止している。	a
<p>いかなる場合においても、職員等による暴力や脅かし、人格的辱め、心理的虐待、セクシャルハラスメントなどの不適切なかかわりが起こらないよう権利侵害防止を徹底している。</p> <p>「管理運営規程」に虐待の禁止項目で、職員はいかなる場合であっても不適切な関わりがないよう明記している。さらに、「就業規則」にハラスメントの防止に関する規程や権利侵害を犯した場合の処分規程を整備しているほか、「セクハラ苦情対応マニュアル」を整備し、権利侵害を防止する仕組みがある。職員は、「私たちの誓い」に毎年署名し、虐待等不適切な行為を行わないことを誓っている。</p>	
② A3 いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。	a
<p>いかなる場合においても、母親や子どもが、暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切な行為を行わないよう徹底している。</p> <p>職員は、母親や子どもの日々の様子を敏感に感じ取り、訴えやサインを見逃さない様になっている。母親や子どもが他者に不適切な行為を行った場合は、速やかに対応できるよう努めている。また、子どもたちが不適切な行為を行わないように、「子ども集会」で、お互いが気持ちよく過ごすため、「陰口を言わない。」、「相手に聞いてみることで嫌な気持ちにならない。」等の話をしている。入所者間で、トラブルが発生した場合は、介入し双方の話を聞き、人との関わりについて助言している。毎日の引継ぎで情報を共有し、不適切な行為の防止の徹底を図っている。</p>	

③ A4 子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>子どもに対する暴力や脅かし、人格を辱めるような不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>「児童虐待防止マニュアル」を整備し、母親・職員それぞれの要因についてや、早期発見のポイント、発見後の対応等について明記している。「母の勉強会」で、心理担当職員によるペアレントトレーニングで養育スキルについて学んでいる。また、厚生労働省の「体罰等によらない子育てを広げよう」のポスターを廊下に貼付し、母親にも冊子を配布して不適切な行為の防止について周知している。さらに、夏休み中にCAP小学生プログラムで、暴力防止の具体的な対処法や警察署職員による「ネット安全教室」を開催し、子どもが自らを守るための知識・具体的な方法について学習する機会を設けている。職員は、CAP研修を行い、日々の支援の中で子どもからの訴えやサインに迅速に対応できるよう気配りし、子どもへの暴力防止と早期発見に取り組んでいる。</p>	
(3) 母親と子どもの意向や主体性の配慮	
① A5 母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。	a
<p>母親や子どもが、自分たちの生活全般について自主的に考える活動（施設内の自治活動等）を推進し、施設における生活改善に向けて積極的に取り組んでいる。</p> <p>子ども自身が自分たちの生活全般について考える場として、小学生を中心に「子ども会」を開催し、職員の手助けを受けながら、子どもたちが、司会進行等の役割を担っている。長期休みの前に、休み中の過ごし方やみんなの目標を決め、休み後に反省会を行う活動を通して自己表現力、自律性、責任感などが育つような支援となっている。また、母親が自主的に考える活動として「母の会」があり、年3回開催され、職員が子どもを預かる等のサポートをして、母親の参加を後押ししている。風呂当番など生活ルールの取り決めのほか、母の会の提案でバザーを行うなど主体的に取り組んでいる。</p>	
(4) 主体性を尊重した日常生活	
① A6 日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。	a
<p>日常生活への支援は、母親や子どもの主体性を尊重して行っている。</p> <p>「母と子の意向や主体性を尊重し自己決定できよう支援する。」と事業計画の目標としている。職員は、毎日の引き継ぎや処遇会議等で母親と子どもの情報を共有し、意向に配慮しながら支援に取り組んでいる。心理担当職員を配置し、個別面談や生活場面の機会自己肯定感を高める関わりをしている。母親同士で問題が発生し相談があり、職員が仲介し解決することを提案するが、当事者から自分で解決したいとの事で、職員が後方からエンパワーメントし、できる力を引き出し発揮できるよう支援している。</p>	
② A7 行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように工夫し、計画・実施している。	a
<p>行事などのプログラムは、母親や子どもが参画しやすいように計画・実施している。</p> <p>感染症の行動制限が行われなくなったのを機に町内会との交流が再開され、町内子ども会と廃品回収や夏休みのラジオ体操他、町内のお祭りに参加している。子どもの行事として、夏休みに小・中・高生それぞれ体験活動やクリスマス会、春休みのレクリエーションを実施している。子どもたちにアンケートで行事について意見を聞き、行事実施後は振り返り、次回の行事に活かしている。母親を対象とした「母の勉強会」などの行事では、保育サポートを行っており、母親が安心して参加できている。</p>	

(5) 支援の継続性とアフターケア	
① A8 母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っている。	b
<p>母親と子どもが安定した生活を送ることができるよう、退所後の支援を行っているが、十分ではない。</p> <p>退所後の生活を安定して営めるよう、退所に向け母親と子どもの課題を援助方針とした自立支援計画を作成している。退所時には、地域の関係機関や相談先のリストを渡し、相談できる環境を整えている。また、退所後には、退所先への訪問や電話で生活状況を確認している。今後は、アフターケアマニュアルを整備し、それに基づいたアフターケア計画を作成し、継続した支援で退所後の母親と子どもが地域で安定した生活ができるような支援が望まれる。</p>	

A-2 支援の質の確保

(1) 支援の基本	第三者 評価結果
① A9 母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。	a
<p>母親と子どもそれぞれの個別の課題に対応して、専門的支援を行っている。</p> <p>「生活状況アンケート」と面談を通して、母親と子どもがそれぞれ個別に抱える問題や、家庭・親子の課題を把握した上で、社会福祉士・保育士・公認心理士などが連携して支援している。療育手帳の申請書類の手続き・申請の同行支援、必要に応じ通院時の同席支援をしている。また、個別にモーニングコールや居室の掃除、買物の同行支援もしている。心理的支援が必要な場合は、心理担当職員が「心理部屋」でカウンセリングを行い、また、関係機関とも連携して専門的な支援を行っている。</p>	
(2) 入所初期の支援	
① A10 入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。	a
<p>入所に当たり、母親と子どもそれぞれのアセスメントに基づき、生活課題・ニーズを把握し、生活や精神的な安定に向けた支援を行っている。</p> <p>入所時に「生活のしおり」を用いて丁寧に説明し施設での生活を開始できるようにしている。また、「生活状況アンケート」で生活課題やニーズに対して、関係機関と連携し解決できるよう支援している。緊急の入所には、生活用品や家電の貸し出しを行い、安心して生活できるよう支援している他、子どもの通園支援や通学支援にも取り組んでいる。また、環境面では、居室にミラーレスカーテンを設置し外から見えにくいようにし、廊下は目隠しシートを張って安全とプライバシーが守られている。身体に障害のある母親や子どもが入所の場合は、手すりやスロープ等の配慮がされている。</p>	

(3) 母親への日常生活支援	
① A11 母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。	a
<p>母親が、安定した家庭生活を営むために必要な支援を行っている。</p> <p>母親の生育歴や生活歴や現在のスキルを考慮し、家事に支援が必要な母親に対しては、職員と一緒に掃除や片付けを行い、基本的な生活経験を補う等の支援を行っている。金銭管理に不安がある母親には、家計管理や退所に向けた貯蓄等の相談、また、入浴などの衛生面の支援や家事、育児、買い物等の支援を行っている。</p>	
② A12 母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。	a
<p>母親の子育てのニーズに対応するとともに、子どもとの適切なかわりができるよう支援している。</p> <p>母親が気持ちに余裕を持ち子どもと関わるができるようレスパイト保育や、早朝や夜間の預かり保育、また、母親の状況に応じ子どもの保育所・学校等の送迎の支援を行っている。子育てに不安を抱えている母親に対して、保育士や心理担当職員が、子どもの発達段階に応じた子育ての助言をしている。子どもとの関わりで不適切な行動が見られた時は、職員が介入し、居室を訪問、話を聞き、場合によっては、距離を置く等の対応をしている。必要に応じて児童相談所と連携している。</p>	
③ A13 母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。	a
<p>母親が安定した対人関係を築くための支援を行っている。</p> <p>職員は、母親と子どもが施設の出入りの際に、積極的に声掛けをし、対人関係がうまくできない母親に対して職員との信頼関係を築き安心感を持ってもらうよう取り組んでいる。母親同士の交流の機会として「母の会」や「母の勉強会」の場を計画し、母親同士の関係づくりのための支援を行っている。また、対人関係にストレスを感じている母親には、必要に応じ心理担当職員が相談に応じている他、トラブルに対しは職員が間に入り関係性の修復もしくは改善するための支援を行っている。</p>	
(4) 子どもへの支援	
① A14 健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。	a
<p>健やかな子どもの育ちを保障するために、養育・保育に関する支援を行っている。</p> <p>必要に応じて、心理担当職員による個別対応を行っている。子どもの成長・発達段階や環境に配慮し、さらに、母親の状況に応じ、子どもの保育園への送迎や通院同行支援を行っている。また、放課後の子どもの生活については、学習室で職員の見守りのもと宿題を終わらせ、その後自由遊びをするなど子どもの生活リズムが整うような支援を行っている。施設内の養育・保育に関する記録を職員が共有し支援に役立てている。</p>	

② A15 子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。	a
<p>子どもが自立に必要な力を身につけるために、学習や進路、悩み等への相談支援を行っている。</p> <p>子どもが落ち着いて学習に取り組めるように、施設内に学習室があり、小学生は午後5時までの利用時間とし、それ以降を中学生以上の時間としている。小学生に関しては、下校後、職員が見守りし宿題をする学習支援をし、学習習慣が身につくよう務めている。「ボランティア受け入れマニュアル」を整備し、体制を整えている。</p>	
③ A16 子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援している。	b
<p>子どもに安らぎと心地よさを与えられるおとなのかかわりや、子どもどうしのつきあいに配慮して、人との関係づくりについて支援しているが、十分ではない。</p> <p>町内会の行事（町内納涼祭り・えびす俵など）に参加し、母親以外の大人や子どもどうしの関係づくりに繋がっている。その他、世代間交流の行事があり、地域の大人との関わり場となっている。また、町内会の会長が、定期的に施設を訪れており、入学祝を子どもに直接渡している。以前は、子ども集会のなかで、グループワークを取り入れていたが、今は子どもの人数が少なく全員で話し合いを持ち、個人の発達・成長や子ども同士の関係性を養うよう支援している。</p> <p>今後は、以前行っていたフードバンク、子ども食堂や各種ボランティア団体等との交流の機会を再開することを期待する。</p>	
④ A17 子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。	a
<p>子どもの年齢・発達段階に応じて、性についての正しい知識を得る機会を設け、思いやりの心を育む支援を行っている。</p> <p>少年指導員が手作りの「なかよししんぶん」を制作し、その中にプライベートゾーンについて取り上げ、学習室、手洗い場、トイレに掲示している。夏休み前の夏休み集会で、プライベートゾーンについて話をして思いやりの心を育む支援をしている。また、子どもの年齢・発達段階に応じて、母親の理解を得て個別の対応で、正しい知識を得る機会を設けている。その他、「生まれる体験」について保健師からの講話を母親や職員も一緒に聴き、生きるための教育として位置付けている。</p>	
(5) DV被害からの回避・回復	
① A18 母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。	a
<p>母親と子どもの緊急利用に適切に対応する体制を整備している。</p> <p>母親と子どもの緊急利用の対応に備えた部屋を用意し、必要な生活用品を準備し、夜間でも迅速に対応できる体制となっている。緊急時の受け入れは、「一時保護確認リスト」に沿った手順で、24時間の受け入れや広域利用に秋田県子ども・女性・障害者相談センターなど関係機関との連絡体制を整えて対応している。</p>	

<p>② A19 母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>母親と子どもの安全確保のために、DV防止法に基づく保護命令や支援措置が必要な場合は、適切な情報提供と支援を行っている。</p> <p>「危機対応マニュアル」に緊急時の基本対応として、DV被害者等の入所や緊急一時保護があった場合の来訪者の対応を明確にしている。DV被害を受けた母親と子どもの安全確保のため必要な情報提供を行い、法的な措置が必要な場合は、裁判所や法テラスの弁護士への同行支援を行っている。DV加害者に居所が知れ、危険が及ぶ可能性のある場合は、関係機関と連携し、早急に他の施設への転居の対応をし安全な生活の実現に向けて支援している。</p>	
<p>③ A20 心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p>	<p>a</p>
<p>心理的ケア等を実施し、DVの影響からの回復を支援している。</p> <p>入居世帯数は少ないが、支援内容が複雑化しており、職員は、横手市の配偶者暴力被害者支援担当職員研修やDVネットワーク会議に参加し、DVの正しい情報や知識を学び、DV被害者の母親や子どもの心に寄り添った支援をしている。心理的ケアが必要な場合は、心理担当職員がカウンセリングを行い、自己肯定感を回復できる様支援している。職員は、DV被害を受け入所してきた母親と子どもの話をよく聞き、信頼関係を築き、被害の影響から徐々に回復できるよう支援している。</p>	
<p>(6) 子どもの虐待状況への対応</p>	
<p>① A21 被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。</p>	<p>a</p>
<p>被虐待児に対しては虐待に関する専門性を持ってかわり、虐待体験からの回復を支援している。</p> <p>職員は、宿題をするそば等で子どもと個別に関わる機会をつくり、自分から気持ちを伝えることができるよう寄り添い声かけし、子どもが安心して日常生活を送れるようサポートしている。また、心理的に不安定な状況が見られた場合は、心理担当職員が、箱庭療法などの専門的ケアを行っている。職員は、被虐待児に対して支援の専門性を高めるため、会議や研修に参加し復命し全職員に周知している。</p>	
<p>(7) 家族関係への支援</p>	
<p>① A22 母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</p>	<p>a</p>
<p>母親や子どもの家族関係の悩みや不安に対する相談・支援を行っている。</p> <p>母親や子どもそれぞれの不安や悩みには、担当以外の職員も相談に応じ助言している。母親が育児に関して不安を抱えこまないよう、「母の勉強会」でペアレントトレーニングを実施している。母親からの暴力やネグレクトのケースもあり、職員は、母親と子どもの思いを尊重し気持ちを受け止め家族内での感情のすれ違いがある場合は介入している。また、他の親族との関係調整も行っている。</p>	

(8) 特別な配慮が必要な母親、子どもへの支援	
① A23 障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。	a
<p>障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対する支援を適切に行い、必要に応じて関係機関と連携している。</p> <p>障害や精神疾患、その他の配慮が必要な母親と子どもに対して、支援ニーズに応じた適切な支援を提供している。行政機関との連絡調整、家事支援、病院などの同行支援、薬の管理支援、保育園や学校への送迎など、利用者の特性に合わせた支援を行っている。関係機関と個別ケース会議を開催し、各機関の支援内容や情報交換、今後の役割分担を確認し連携を図っている。</p>	
(9) 就労支援	
① A24 母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。	a
<p>母親の職業能力開発や就労支援を適切に行っている。</p> <p>就労中の母親に対して、日頃から声かけしてストレスや就労継続の困難・転職の相談に応じている。ハローワークや就業・自立支援センターの情報を廊下に掲示し、心身の状況や能力に応じて、希望や生活の目標などを聞き就労支援を行っている。さらに、補完保育を行って母親の休日出勤等に対応し、安心して就労できるようにしている。</p>	
② A25 就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。	a
<p>就労継続が困難な母親への支援を行い、必要に応じて職場等との関係調整を行っている。</p> <p>母親が心身の状態が安定しないため、就労継続が困難な状況にある時は、職員が受診に同行し、医師との面談に同席し医師の診断に沿った支援をしている。職場環境や人間関係についての相談があった場合は助言し、就労安定に向けた支援を行っている。障害などで就労が困難な母親は、企業の障害者枠で就労している。また、就労支援センターと連携し、必要に応じ福祉的就労の場を確保している。</p>	